

秋田地方最低賃金審議会

令和4年度第3回 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和4年10月19日(水) 13:55～15:10

2 場 所 秋田第合同庁舎 第2会議室

3 出席者 公益委員 2名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定に関する金額審議について
- (2) その他

5 議事要旨

- (1) 事務局から資料により関係業種の全国の答申状況の説明があった後、金額審議について個別協議(公労会議、公使会議)を行った。
- (2) 労働者側は、企業物価、諸物価の上昇等による経営者側の苦労は感じているが、秋田県最低賃金が31円引上げられており、特定最低賃金の優位性を確保することを主張した。一方、使用者側は、特定最低賃金の優位性は確保する必要があるが、様々なものが値上げされて企業負担が大きくなってきていると主張。最終的に、労働者側、使用者側の合意が見られ、秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金について、30円引上げて時間額を891円とすることで全会一致したことから、審議会令第6条第5項を適用し、本専門部会の決議をもって秋田地方最低賃金審議会の決議とし、秋田労働局長に答申した。
- (3) 事務局から後日答申内容の記者発表を行う旨説明があった。